

## ◎最低賃金法の一部を改正する法律

(平成一九年二月五日法律第一二九号)

### 一、提案理由

(平成一九年五月二五日・衆議院厚生労働委員会)

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となっております。

このため、最低賃金制度について、社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

す。

第一に、地域別最低賃金については、あまねく全国各地域について決定されなければならないこととするともに、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められなければならないものとし、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとしております。

さらに、地域別最低賃金の実効性を確保する観点から、その不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることとしております。

第二に、産業別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申し出を契機として決定されるものとし、最低賃金法の罰則は適用しないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成一九年一月八日)

○茂木敏充君 たいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………  
次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、就業形態の多様化等が進展する中で、低賃金労働者の労働条件の下支えを図るため、すべての地域において地域別最低賃金を決定すること、その決定に当たっては、生活保護との整合性に配慮すること等の措置を講じようとするものであります。

両案は、第百六十六回国会に提出され、継続審査となつていたものであります。

今国会においては、去る十一月二日に質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党より、労働契約法案に対し、均衡待遇及び仕事と生活の調和についての原則を追加する修正案が、最低賃金法の一

最低賃金法の一部を改正する法律

部を改正する法律案に対し、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮することとする修正案がそれぞれ提出をされました。

労働法制という、とかく労使間の対立、ひいては与野党の対立につながりかねない法案で、自民、公明両党と民主党の修正案が合意されたことは、我々がこれまでに経験したことのない新たな国会状況の中で、国権の最高機関たる国会において、与野党が責任を分かち合い、我が国の国益や国民生活に深く関連した政策を協議、合意して、しっかりと進めていくという新たな試金石になるものであります。

これら修正案の趣旨説明の後、討論、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成一九年一月七日)

○田村(憲)委員 たいま議題となりました最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしました、その提案理由を御説明申し上げます。

本修正案は、これまでの当委員会における審議を踏まえ、自

由民主党・無所属会及び公明党並びに民主党・無所属クラブの協議の結果、合意が得られたものであります。

修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

その内容は、地域別最低賃金の原則に係る規定について、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするものであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告

(平成一九年二月二八日)

○岩本司君 ただいま議題となりました五法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

……………(略)……………

最低賃金法の一部を改正する法律案は、就業形態の多様化等が進展する中で、すべての地域において地域別最低賃金を決定することとするともに、その考慮要素について見直しを行う

ほか、罰則の整備等の措置を講じようとするものであります。なお、衆議院において、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、労働契約法に就業規則による労働条件の変更に関する規定を設けることの妥当性、最低賃金と生活保護の整合性の在り方、最低賃金の引上げに係る中小企業支援の必要性、両法成立後の周知に向けた取組、衆議院における修正の趣旨及びその効果等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して小池晃委員より、最低賃金法の一部を改正する法律案について全国最低賃金の創設等と内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より、労働契約法案に反対、最低賃金法の一部を改正する法律案の原案に反対、修正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、労働契約法案に反対、最低賃金法の一部を改正する法律案の原案及び修正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、両法律

案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。